

藤井寺市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題及び目指すべき姿等を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、藤井寺市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 藤井寺市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると認められる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、その議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(出席者及び意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、第3条に規定する総合教育会議を構成する者が出席するほか、副市長及び市長が認める者を出席させることができる。

- 2 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学術経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内

容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、情報交流ひろばにおいて市民の閲覧に供するとともに、藤井寺市ホームページに掲載することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、政策企画部政策推進課において処理する。ただし、総合教育会議の開催に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

※

網掛け箇所は、H28.4.1の機構改革に伴う改正のもの

下線箇所は、H28.5.1改正のもの